

物価上昇以上の賃上げを ガス代、電気代等の値上がりで深刻だ

1月20日のテレビはガス代の値上がりが取り上げられていました。標準的な家庭で1年前は3万円だったのが今回の請求は5万円、以前と変わらない使い方をしているのに、この金額に驚いていと報じていました。都市ガス代は33,3%も値上がりしているのです。このような金額になっているのです。ガス代に加えて電気代も値上がっているのです、どの家も深刻な生活を強いられています。

この年度末、集中

した値上がりが

新聞各紙はこの一年間の物価上昇で、2人世帯で年間負担は14万円と報じています。しかし、ガス代だけをみてもこれだけの金額ですから、実際はこれ以上の負担増なっているのではないのでしょうか。しかも、今年に入ってから

も値上がりは続いていますし、2月、3月の年度末に集中した値上がりが行われるといえます。これでどうやって生活しろというのでしょうか。

それを考えると、正社員、月給制の人は2万円以上の賃上げ、非正社員の時給は全国一律で1500円以上を勝ち取らなければ生活の維持ができません。

賃上げ「2,85%と予測」を覆そう

新聞各紙は今年の春闘で賃上げが必要であることを報じています。そうした記事の中、専門家は「昨年の賃上げ実績等をみて2,85%程度」と予測しています。ひどいものです。

この時期に2,85%程度というのは、私たちが求めている大幅賃上げ要求のたかいたかに水をさすもので

す。こんな金額に納得できないし、怒りを感じます。大幅賃上げ、

賃金底上げを

私たちはこの予測を乗り越える賃上げのたたかいはしていく必要があります。そうしなければ生活は維持できません。

今年の春闘、大幅賃上げを勝ち取っていくために一緒に声をあげて頑張っていきましょう。

郵政20条裁判の日程

- 2月 9日 (木) 郵政20条追加訴訟
東京地裁709号法廷14時30分
- 3月 6日 (月) 郵政20条集団訴訟
東京地裁510号法廷16時

